

令和9年度
飯田市
保育所・認定こども園等
利用案内



この案内には、子ども・子育て支援新制度での、
保育所・認定こども園等の認定・利用申請に関する手続きや
必要な書類等について、重要なことを記載しています。
内容をよく読んで申請してください。

目次

はじめに	2
保育料	4
利用時間・預かり保育・延長保育	6
給食・給食費および副食費の免除	8
納付方法	9
利用の手続きなど	10
その他の保育サービス	13
認可外保育施設	15
地域子育て支援事業	16
飯田市内の保育所等一覧	18

はじめに

保育所・認定こども園とは

●保育所とは…

家族が働いている、病気のために家庭で保育ができないなどの場合、お子さんを保育（養護・教育）する児童福祉施設です。

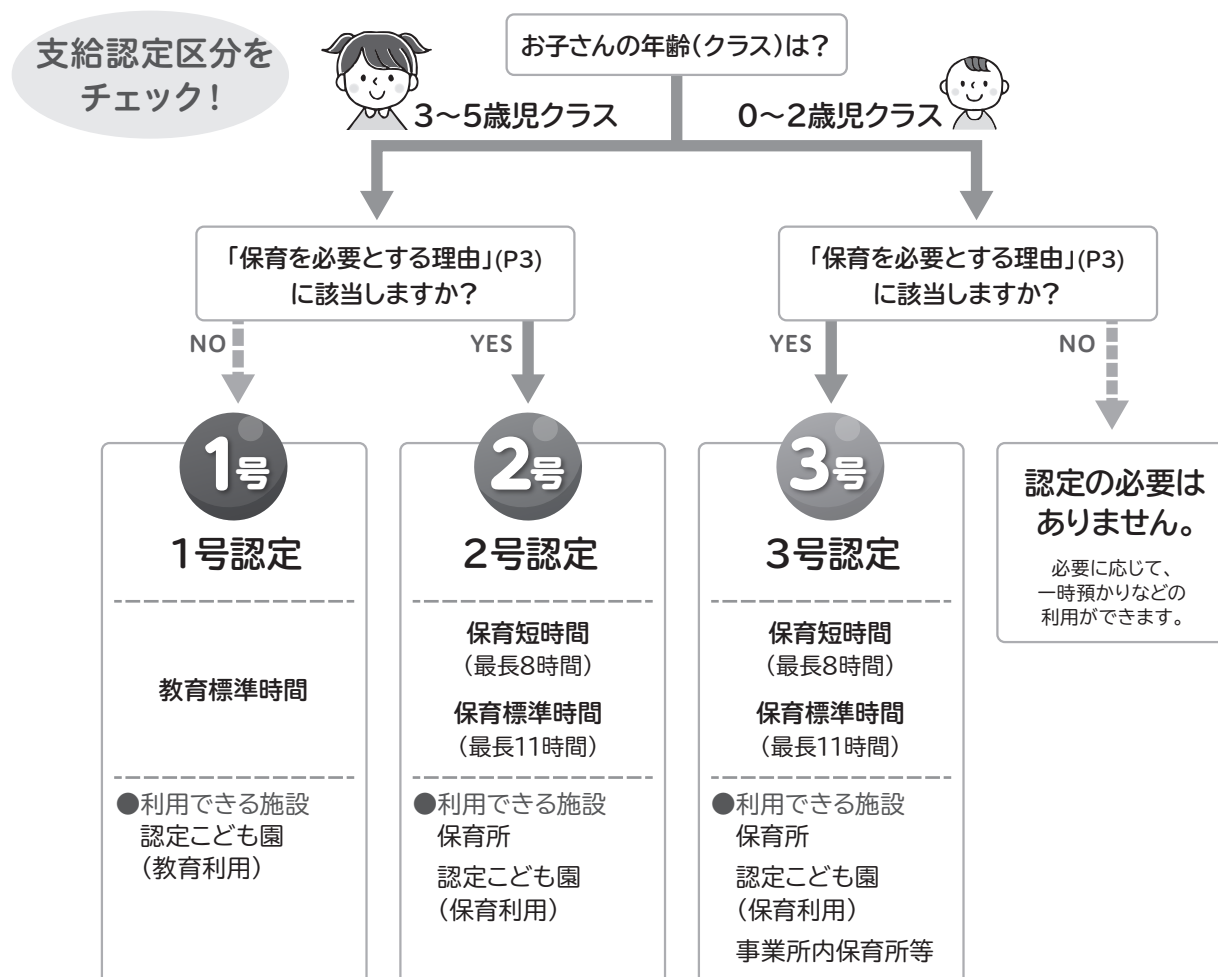
●認定こども園とは…

保育の必要な理由のあるお子さんも、保育の必要な理由のないお子さんも入園でき、教育と保育を一体的に行う施設です。

教育・保育認定について

教育・保育認定とは、保育所や認定こども園、事業所内保育所を利用する際に必要となる受給資格です。お子さんの年齢や「保育を必要とする理由」に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

2号・3号認定は、保護者の双方が下記の「保育を必要とする理由」に該当することが必要となります。



※公立認定こども園の1号認定は、年少児以上が対象です。

※私立認定こども園は各園へお問い合わせください。



入所を必要とする状況 (保育を必要とする理由)	利用期間	必要書類
1 就 労 保育短時間を希望…月64時間以上 就労している。 保育標準時間を希望…月120時間以上 就労している。 (内職も可)	左記の条件で就労している期間 (ならし保育についてはP12参照)	・業種、就労時間、日数や就労時間帯 が確認できる就労証明書 (・農業の場合は、耕地面積が30アール 以上であることが必要です。 ・利用希望日前6か月以内に証明さ れたものが有効です。)
2 産前産後 出産月を除く、産前3か月・産後3か月	出産(予定)月の前後3か月 (例:7月15日出産の場合、4月 1日~10月31日までの期間)	出産予定日または出産日を確認できる 診断書(母氏名及び出産予定日がわか る母子手帳のコピーでも可)
3 保護者の疾病・障がい 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持 者、1~3級の身体障害者手帳保持者、 要介護1~5認定者	保育不可能と認められる期間(診 断書で期間が未定となっている 場合は6か月間)	家庭保育の不可能な期間が確認できる 診断書(要介護の方は介護保険証のコ ピーでも可)または障害者手帳のコピー
4 同居親族の介護・看護	介護・看護が必要と認められる 期間	常時介護・看護の必要な期間が確認で きる診断書(要介護の方は介護保険証 のコピーでも可) *各種手帳保持者の介護の場合は診断 書・各種手帳のコピー *別居の場合は、その世帯に介護・ 看護できる人がいない証明(60歳 未満の家族の就労証明等)
5 震災等の災害復旧	市長が認める期間	震災証明書など
6 求職活動中	求職活動開始日から2か月後の月 末日まで	雇用保険受給資格者証または職業安定 所受付票のコピーなど、求職活動中 であることが確認できる資料
7 就 学 保育短時間を希望…月64時間以上 就学している。 保育標準時間を希望…月120時間以上 就学している。	通学期間	就学証明書(学生証のコピーでも可) または就学許可証及び就学期間のわか るもの
8 入所児童以外に生後1年に達 しない児童を養護している (父・母いずれか) ※1、2 [保育短時間のみ]	生後1年間(1歳に達した日の 前日が属する月末日まで) (例:令和8年10月1日生まれ の場合、令和9年9月30日まで 令和8年10月2日生まれの場合、 令和9年10月31日まで)	
9 その他 ①DV・虐待等 ②育児休業取得中に、既に保育を利用し ているこどもがいて継続利用が必要で あること(0・1・2歳児及び年長児の み)[保育短時間のみ] ③1~8に類する状態と市が認める場合	市長が認める期間	②の場合… ・育児休業取得中と確認できる証明書

保育料

保育料とは

保護者の市民税所得割額、認定された区分、お子さんの年度当初年齢、保育利用時間に応じ、飯田市利用者負担徴収基準（P5）のとおり決定されます。

令和元年10月より、1号・2号認定のすべてのお子さん及び3号認定の非課税世帯のお子さんの保育料が無償化され、令和6年9月より、多子世帯と低所得世帯の負担軽減が拡充されました。

●1号認定（満3歳以上児・教育認定）

1号

教育標準時間（最大6時間）（時間は園ごとに異なります）の保育料は無償です。ただし、教育標準時間を超えた預かり保育は別途利用料が必要です。

給食費（主食・副食費）はご飯持参や実費徴収などの方法により、保護者負担となります。ただし、市民税所得割額77,101円未満または22歳未満の兄・姉が2人以上いるおさんは副食費を免除します。

※副食費については、P8をご覧ください。

●2号認定（4月1日時点 満3歳以上・保育認定）

2号

保育短時間（最大8時間）・保育標準時間（最大11時間）にかかわらず、すべてのお子さんの保育料は無償です。ただし、それぞれの時間を超えて延長保育を利用した場合は、別途延長保育料が必要です。

副食費（認定こども園は主食・副食費）は実費負担となります。ただし、市民税所得割額57,700円未満（ひとり親、障がい世帯については市民税所得割額77,101円未満）または22歳未満の兄・姉が2人以上いるおさんは副食費を免除します。

●3号認定（4月1日時点 満3歳未満・保育認定）

3号

(1)以下の条件にあてはまる世帯のお子さんについて、保育短時間（最大8時間）・保育標準時間（最大11時間）にかかわらず保育料は無償です。ただし、それぞれの時間を超えて延長保育を利用した場合は、別途延長保育料が必要です。

- ・住民税非課税世帯のお子さん
- ・市民税所得割額が57,700円未満で兄・姉が1人以上いる場合
- ・市民税所得割額が77,101円未満でひとり親世帯・障がい世帯で兄・姉が1人以上いる場合
- ・22歳未満の兄・姉が2人以上いる場合
- ・2歳児クラスで、22歳未満の兄・姉が1人以上いる場合

(2)上記以外のお子さんの保育料については、徴収基準額表（P5）の基準で徴収します。給食費（主食・副食費）はこれまでどおり保育料の中に含まれていますので、新たに集金することはありません。

※注意事項

- ①保護者の方の所得が未申告等の事由により不明な場合、該当する年齢・区分の最高額の保育料で決定することになりますので、必ず申告を行ってください。その年の1月1日時点で飯田市以外にお住まいだった方は、マイナンバー制度の情報連携により前住所地の市区町村に照会します。
- ②保育料決定後に修正申告等により所得割額に変更が生じた場合、保育料については税額更正により次月以降変更となります。
- ③月途中での入園の場合、当該月の利用日数が25日以上の場合は1か月分の料金が発生します。25日未満の場合は、日割計算します。ただし、月途中での退所の場合は日割り計算はありません。
- ④両親以外の同居家族が入所児童またはその父母・兄弟姉妹を税法上の扶養としている場合、「両親の税額＋その家族の税額」により決定します。
- ⑤22歳未満の兄・姉と入所児童の住民票が別の場合、父母等が兄・姉を監護し、かつ生計を同じくしている場合には、兄弟(多子)カウントの対象となります。該当する場合は、「家庭状況変更届」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。



飯田市利用者負担徴収基準額表

下段の（ ）内は同時入所・多子軽減等で半額となった金額

階層	定 義	利用者負担				
	世帯の階層区分	1か月の徴収金基準額				
		3号認定		2号認定		1号認定
	時 間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間
1	生活保護世帯	令和元年10月より 無償化されました		令和元年 10月より 無償化 されました	令和元年 10月より 無償化 されました	令和元年 10月より 無償化 されました
2	住民税非課税世帯					
	ひとり親・障がい世帯					
3	所得割課税額 48,600円未満	19,400 (9,700)	13,400 (6,700)			
	ひとり親・障がい世帯	9,000	6,200			
4	所得割課税額 72,800円未満	26,700 (13,350)	20,700 (10,350)			
	ひとり親・障がい世帯	9,000	9,000			
5	所得割課税額 97,000円未満	29,500 (14,750)	23,500 (11,750)			
	ひとり親・障がい世帯 (77,101円未満)	9,000	9,000			
6	所得割課税額 133,000円未満	33,200 (16,600)	27,200 (13,600)			
7	所得割課税額 169,000円未満	37,100 (18,550)	31,100 (15,550)			
8	所得割課税額 235,000円未満	43,000 (21,500)	37,000 (18,500)			
9	所得割課税額 301,000円未満	48,900 (24,450)	42,900 (21,450)			
10	所得割課税額 397,000円未満	59,000 (29,500)	53,000 (26,500)			
11	所得割課税額 397,000円以上	65,200 (32,600)	59,200 (29,600)			

- ※備考 1. 同一生計の22歳未満の兄・姉から数えて2人目以降のお子さんが入所している場合、2人目は50%軽減、3人目以降は無料となります。2歳児クラスのみ2人目は無料となります。
 ※国制度の同時入所要件等によりすでに軽減されている世帯は除きます。
2. 2人以上の兄弟が同時に保育所・認定こども園・障害児通所施設等に入所している場合、年齢の大きなお子さんから数えて2人目は50%軽減、3人目以降は無料となります。（兄弟が認可外保育事業施設に入所している場合は、所得割課税額が57,700円未満の場合）
3. 市民税所得割額57,700円未満の世帯については、兄・姉の年齢に関係なく、最年長の兄・姉から数えて1人目は50%軽減、2人目以降は無料となります。
4. ひとり親世帯及び障がい者のいる世帯で市民税所得割額が77,101円未満の場合は、兄・姉の年齢に関係なく、最年長の兄・姉から2人目以降は無料となります。

●ひとり親・障がい世帯について

「ひとり親・障がい世帯」の条件は次のとおりです。申請や書類の提出がないと、利用者負担の減免が受けられないことがありますので、よくご確認ください。

ひとり親世帯 ・児童の父または母が、児童扶養手当を受給している。

・児童の父または母が、保育家庭課 家庭相談係にひとり親世帯の申請をしている。

・母子寡婦福祉法によるひとり親世帯で遺族年金を受給している。

障がい世帯 ・同一住所の居住者に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の保持者がいる（身体障害者手帳以外は手帳のコピーを提出してください。）。

・同一住所の居住者に障害年金を受給している方がいる。

利用時間・預かり保育・延長保育

利用時間について

1号認定のお子さんは「教育標準時間（最大6時間）」を利用できます。
2号・3号認定のお子さんは、「保育標準時間（最大11時間）」「保育短時間（最大8時間）」のどちらの区分で認定されているかによって、利用できる時間帯が異なります。
開所時間は各保育所等で異なりますので、P18の保育所等一覧でご確認ください。開所時間内でも、認定された時間を超えて利用する場合は延長保育料が必要となります。

1号認定		教育標準時間（最大6時間）	預かり保育
2号認定	延長保育	保育短時間（最大8時間）	延長保育
3号認定	延長保育	保育標準時間（最大11時間）	延長保育

認定こども園（1号認定）の預かり保育

●預かり保育とは

1号

1号認定のお子さんに対し教育標準時間を超えて行う保育をいいます。
預かり保育の利用については各認定こども園へおたずねください。



●預かり保育料が無償になる条件

新 2号 新 3号

1号認定の教育標準時間（最大6時間）を超えて預かり保育を利用する際、以下の条件を満たす世帯から申請があった場合に、利用料の一部または全部が補助されます。

4月1日時点 満年齢	預かり保育が無償になる条件	上限額
3歳以上	保育を必要とする理由がある世帯	12,300円/月
2歳	保育を必要とする理由がある住民税非課税世帯	17,700円/月

新 2号

新 3号

申請書類

以下の書類を保育家庭課または利用している認定こども園へご提出ください。

- 施設等利用給付認定・変更申請書
- 保護者の「保育を必要とする理由」の証明書（就労証明書・診断書など）
- マイナンバー記載様式及び番号確認書類・本人確認書類の写し

提出期限 利用を希望する月の前月20日まで

※これらの書類は各認定こども園または保育家庭課にてお受け取りください。

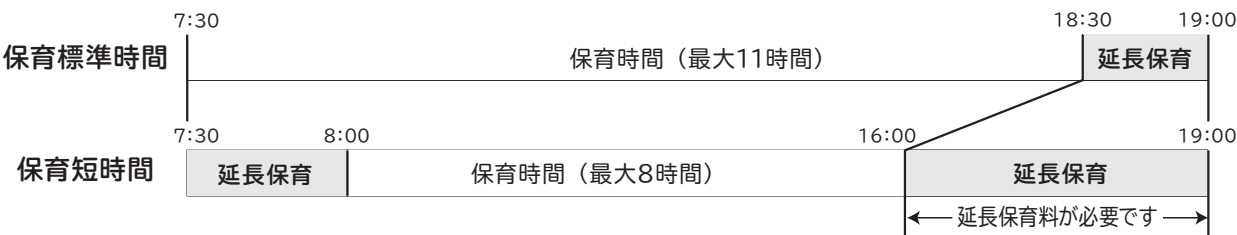
※保育を必要とする理由やその証明書類については、入園案内パンフレットまたは飯田市ウェブサイトをご確認ください。

保育所・認定こども園（2号・3号認定）の延長保育

●延長保育とは

2号 3号

認定の保育時間を超えての利用を延長保育といいます。別途、延長保育料が必要です。
※開所時間、保育標準時間、保育短時間の設定は施設によって異なります。
（P18「飯田市内の保育所一覧」をご確認ください。）



●公立認定こども園の延長保育 ※私立は、各園へお問い合わせください。

1号 2号 3号

月単位での利用の場合

- (1)利用条件 在園児
- (2)申請方法 利用希望月の前月20日までにご利用の園へ申請書を提出
- (3)利用料（月額） 下表のとおり
※保育料階層区分が2階層で、ひとり親・障がい世帯は半額
- (4)納付方法 通常の保育料等と合算しての納付となります。



保育短時間の場合 延長時間と料金			4月1日時点の児童の年齢	
			0歳～2歳(3号認定)	3歳～5歳(2号認定)
朝のみ	①	7:30～8:00のみ	500円	500円
	②	16:00～17:00	4,000円	3,500円
長時間のみ	③	16:00～18:00	5,000円	4,500円
	④	16:00～18:30	5,500円	5,000円
早朝と長時間	⑤	7:30～8:00と16:00～17:00	4,500円	4,000円
	⑥	7:30～8:00と16:00～18:00	5,500円	5,000円
	⑦	7:30～8:00と16:00～18:30	6,000円	5,500円

教育標準時間の場合 延長時間と料金			4月1日時点の児童の年齢	
			3歳～5歳(1号認定)	
朝	⑧	8:30～9:00	500円	
	⑨	8:00～9:00	1,000円	
	⑩	7:30～9:00	1,500円	
長時間	⑪	15:00～16:00	3,500円	
	⑫	15:00～17:00	4,500円	
	⑬	15:00～18:00	5,500円	
	⑭	15:00～18:30	6,000円	

単発での利用

- ご家庭の事情やお仕事の都合上、日ごろ利用している保育時間以外に、緊急的に発生する延長保育をいいます。
- (1)利用条件 在園児
 - (2)利用料 1時間 250円（早朝：30分 125円）
 - (3)納付方法 各園で集金します。

給食・給食費および副食費の免除

給食

施設の食事は、乳幼児の心身の発達、健康の維持・増進を支援します。また、家庭と協力しながら望ましい食習慣を身につけます。通常の保育時間に提供される食事は次のとおりです。

- 0歳児 ミルク・離乳食など（乳幼児の発達に応じて）
 - 1～2歳児 昼食（主食とおかず）と午前・午後のおやつ
 - 3歳以上児 ・公立認定こども園、私立保育所…昼食（おかずのみ）と午後のおやつ
 - ※ご飯の日はご飯を持参していただきます。
 - ※私立保育所では一部異なる場合がありますので各園にご確認ください。
 - ・私立認定こども園……………昼食と午後のおやつ
 - ※各認定こども園で異なりますので各園にご確認ください。
- ※食物アレルギーなどの心配があるときは、あらかじめご相談ください。特定食品の除去などについて配慮いたします。

給食費

保育料無償化に合わせて、副食費（おかず・おやつなど）は実費負担となります。主食については、ご飯持参や主食費集金などの方法により、これまでどおり保護者負担となります。

●公立認定こども園の給食費（1号・2号認定のお子さん）

1号2号

公立認定こども園の給食費は以下のとおりです。

副食（おかず・おやつなど）

5,100円/月

※国の公定価格が物価高騰等の影響を受けて令和8年度に5,100円に変更されたことに伴い、令和9年度から5,100円へ変更する見込みです。

主 食

月～木曜日

金曜日

土曜日

ご飯持参

パン

弁当持参

他ページにも関連した記載があります。
「土曜保育」…P13

※主食費の実費の徴収はありません。

●私立保育所・認定こども園等の給食費

1号2号

私立保育所・認定こども園等の給食費は、施設によって異なります。

副食費の免除

1号2号

市民税所得割額が一定額未満の世帯の副食費（おかず・おやつなど）を免除します。また、22歳未満の兄・姉が2人以上いる1号認定・2号認定のお子さんについては、市独自の取り組みとして、世帯の市民税所得割額に関係なく副食費を免除します。

1号	世 帯		22歳未満の兄・姉の人数が		
			0人	1人	2人以上
	市民税所得割額 77,101円未満世帯		副食費免除		
	市民税所得割額 77,101円以上世帯		実費徴収		

2号	世 帯		22歳未満の兄・姉の人数が		
			0人	1人	2人以上
	市民税所得割額 57,700円未満世帯 ひとり親・障がい世帯に ついては77,101円未満		副食費免除		
	市民税所得割額 57,700円以上世帯		実費徴収		

※公立認定こども園・私立保育所・認定こども園にかかわらず免除されます。

納付方法

保育料・給食費（副食費）の納付方法

公立認定こども園・私立保育所の保育料、及び公立認定こども園の給食費（副食費）の納付については以下のとおりです。毎月の保育料、給食費の納付期限は毎月末日です。便利な口座振替による納付をお勧めします。

- 口座振替**
口座振替依頼書により事前登録することで、毎月指定日に振替となります。納め忘れがなく大変便利です。
 - ※定期振替 毎月末日（末日が休日の場合は、翌営業日）
 - ※再振替 翌月中旬（日付については、再振替通知でお知らせします）
 - 納付書払い**
口座振替にできない場合は、納付書により指定金融機関、市役所・各自治振興センターまたは、地方税お支払サイト（eLTAX）で納付してください。
- ※私立保育所の給食費、認定こども園等の保育料及び給食費の納入方法は各施設へお問い合わせください。

保育料の延滞金の徴収について

納期限までに納付されない場合は、本来の保育料のほかに「延滞金」をご納付いただく場合があります。期限までに必ず納入してください。

個人番号（マイナンバー）記載のお願い

子ども・子育て支援法規則の一部改正に伴い、保育所等の支給認定に係る手続きの際、申請を行う保護者、入所児童、及び同居親族の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。
専用様式に世帯全員の個人番号を記入のうえ、利用申込書と合わせてご提出ください。
提出には、①**本人確認**と、②**個人番号確認**が必要です。

①本人確認の書類	免許証、マイナンバーカード（表面）、在留カード、旅券 等
②個人番号の確認書類	マイナンバーカード（裏面）、マイナンバー記載の住民票、通知カード※

※カードに記載の氏名、住所等が住民票の記載事項と一致している場合に限る

○申請書提出時の持ち物について

◆市役所の窓口で申請の場合

来庁者	申請を行う保護者（申込者）本人が来庁	代理人（配偶者や親族）が来庁
提出書類	・個人番号記載様式	・個人番号記載様式 ・委任状（個人番号記載様式中の「委任状」欄）
窓口で提示	①保護者（申込者）の本人確認書類 ②保護者（申込者）の番号確認書類 ※コピーを提出する必要はありません。	①代理人の本人確認書類 ②保護者（申込者）の番号確認書類 ※コピーを提出する必要はありません。

◆園を経由して申請の場合 郵送の場合

提出書類	・個人番号記載様式 ①保護者（申込者）の本人確認書類 ②保護者（申込者）の番号確認書類	コピーを様式に添付して提出してください。
------	---	----------------------

利用の手続きなど

新年度利用申込みの手続き

令和9年4月1日から新規に施設を利用したいときの申込み手順は、次のとおりです。

①入所説明会

〔期 間〕 令和8年10月、各園にて実施
(入所説明会日程表は広報いいだ9月号、飯田市ホームページにて掲載されます。)

②1次受付 ……新規利用（認定申請）・転園の申込み受付

〔期 間〕 令和8年11月2日～11月30日
〔提 出〕 ●1号認定……………利用希望施設へ、「利用申込書」・「個人番号記載様式」を提出
●2号・3号認定…利用希望施設へ、「利用申込書」・「個人番号記載様式」・「各種証明書※」を提出
※「保育を必要とする理由（P3）」の必要書類
※転園の場合は、P11転園の手続きをご参照ください。

③利用調整 ……定員を超えた施設のみ

〔期 間〕 令和8年12月7日～
〔提 出〕 保育家庭課へ、「変更申込書・待機申出書」を提出
※利用希望児童数が定員を超え、第1希望の施設に入所できないご家庭には直接連絡いたします。
調整対象以外のご家庭には、12月下旬に仮決定の通知を行います。支給認定決定通知書等につきましては、2月に行われる1日入園の折に、各施設にてお渡しします。

④入所面接

〔期 間〕 令和9年1月
※面接会場へは、各施設の指定日に、利用予定児童と保護者がお越しください。

⑤未提出書類の提出

〔期 間〕 令和9年1月
〔提 出〕 仮決定通知の施設へ、②の各種証明書のうち「未提出の証明書」
保育家庭課へ、在園児の保育料が未納の方は、未納分保育料を納入
金融機関へ、利用料の「口座振替依頼書」※1日入園（2月中旬）以降
※資格要件が認められた方から、支給認定決定通知書を各施設を通してお渡しします。

⑥2次受付 ……申込み数が定員未満の施設のみ

〔期 間〕 令和9年1月19日～
〔提 出〕 ●私立認定こども園（1号認定）は認定こども園へ、②1次受付と同様の書類を提出
●保育所・認定こども園（2・3号認定）は保育家庭課へ、②1次受付と同様の書類を提出
※なお、それぞれの施設は定員となり次第、受付を締め切ります。施設の受付状況は、認定こども園
または保育家庭課へお問い合わせください。

⑦広域の利用申込受付……他市町村施設利用希望の場合

〔期 間〕 令和8年12月以降
〔提 出〕 保育家庭課へ、「利用申込書」・「個人番号記載様式」・「各種証明書※」
※「保育を必要とする理由（P3）」の必要書類

※飯田市外在住の方で、飯田市内の施設を利用希望の方は、お住まいの市区町村の保育所・認定こども園担当窓口へご相談ください。

保育所・認定こども園等の見学

各施設は原則として自由に見学できます。ただし、施設の事情により対応できない場合がありますので、見学を希望される方は事前に施設へお問い合わせください。

転園の手続き

●令和9年4月1日からの転園手続き

新年度入所の1次受付と同時期に、新年度からの転園の申し込みを受け付けます。4月1日から転園を希望する場合は、11月2日～11月30日の期間中に現在通っている施設へ「保育所等退所届」を提出し、転園希望の施設へ「利用申込書」を提出してください。なお、保育所から保育所への転園については、現在通っている保育所の園長印をもらったうえで、転園を希望する保育所へ、「保育所利用変更届（転園届）」を提出してください。



申請内容の変更・退園・再利用などの手続き

●申請内容の変更があるとき

〔提出〕 現在通っている施設へ、「家庭状況変更届」を提出

〔期限〕 変更を希望する前月の20日まで

ご家庭の状況が変わった場合や、認定の変更をしたい場合は家庭状況変更届の提出が必要です。

① 結婚・離婚、就職・転職・退職、出生・死亡等。就労内容が変わった。0歳児を養護している。引っ越した。家族が増えた・減った。出産予定月が変わった。障害者手帳を取得した等。

② 認定内容を変更したい※。利用時間を変更したい（標準時間・短時間）。

②の内容については、月の途中で変更することはできません。必ず変更希望月の前月20日までに提出してください。

※1号→2号は利用調整を要するため前月15日までに提出していただきます。2・3号→1号は前月20日までの提出でも可能です。

●他の保育所・認定こども園等に転園するとき

〔提出〕 保育家庭課へ「利用申込書」と「保育所等退所届（現園長の印をもらったもの）」を提出

〔期限〕 転園を希望する月の前月の15日（土日祝の場合はその前日）まで

- ・保育所から保育所への転園については、現在通っている施設へ、「保育所利用変更届（転園届）」を提出してください。
- ・転園希望先の園児数によっては転園できない場合があります。
- ・月の途中で転園することはできません。毎月1日付の転園となりますのでご注意ください。

●保育所・認定こども園等を退所・退園するとき

〔提出〕 現在通っている施設へ、「保育所等退所届」を提出

〔期限〕 退所・退園する月の20日まで

退所日は月末日となります。利用料の支払い方法が口座振替の方は引落しが終わるまで口座を解約しないでください。

現金納付の方は納付書を送付しますので、指定金融機関等で納めてください。また、未納分があるときには精算方法について保育家庭課保育係までご相談ください。

●保育所・認定こども園等を再度利用するとき（再利用）

〔提出〕 利用する施設へ、「再利用申込書」を提出

〔期限〕 退所届と同時に提出

再利用の申込みは、同年度中の退所・退園の再利用に限ります。退所（退園）届と同時に再利用申込書を提出してください。

再利用の日が退所月より6か月以上経過する場合は、再利用の際に就労証明書等を提出してください。利用が翌年度以降になる場合は新規申込みになりますので、新規利用申込書に証明書類等の必要書類を添えて提出してください。

●継続利用調査書について

在園中の方は、毎年11月～1月頃に資格要件等を確認するために「継続利用調査書」の提出が必要です。現在利用している施設より配布されます。

※上記の各種届出書・申込書は各施設または保育家庭課にてお受け取りください。

利用の手続きなど

途中利用申込みの手続き

● 1号認定の年度途中利用申込み

利用希望施設へ直接「利用申込書」を提出してください。

● 2号・3号認定の年度途中利用申込み

利用開始日は原則として月初（毎月1日）です。令和9年4月1日以降に新規で施設利用・転園（1か月単位）するときの申込み手順は、次のとおりです。利用・転園の申込みは、審査や手続きの関係上、お早めをお願いします。

※5～7月入所は、4月～受け付けます。

- ①申込 [受付期間] 利用希望月の3か月前の初日から利用希望月の前月15日まで ※例 9月に利用する場合は6月1日から8月15日まで
[提出] 保育家庭課へ、「利用申込書」・「各種証明書※」 ※「保育を必要とする理由（P3）」の必要書類
金融機関へ、利用料の「口座振替依頼書」 ※口座振替は、提出日の翌月分から開始されます。

- ②毎月15日・末日が締切となり、その翌日に審査を行います。※審査日が土曜日・日曜日または祝日の場合は翌平日に行います。

- ③審査結果について電話でお知らせします。

※利用が第一希望の施設とならないなど調整が必要な場合は、利用可能な施設をご案内させていただき、ご相談のうえ利用施設を決定します。

ならし保育を含んだ利用の申込み

ならし保育とは、お子さんが施設や保育士・保育教諭に慣れていくための期間です。たとえば、利用当初は2時間程度で終了し、徐々に4時間、6時間…と延ばしていきます。

このため、「ならし保育」の期間中は、お子さんの終了時間に合わせたお迎えが必要になります。

ならし保育は入所日から始まり、この期間も保育料が必要です。期間は10日程度が平均ですが、詳細は各施設におたずねください。ならし保育をするために飯田市では「ならし保育」期間を考慮し、仕事を始める・就学する場合に限り、利用開始日を次の2種類の日から選択できます。

1. 仕事を始める日または就学する日の最大20日前 例：育児休業中で8月10日に職場復帰する場合 … 7月21日から利用可能

2. 仕事を始める日または就学する日の属する月の初日 例：就職が決まり9月26日から仕事が始まる場合 … 9月1日から利用可能

※ただし、3・4月は月途中の入所は不可。

※4月1日利用の場合は、利用から2週間程度「ならし保育」を行います。

育児休業明けの職場復帰などで4月1日から施設を利用したい場合は、就労開始日を4月中旬・下旬にするなど注意が必要です。

休園日

2号・3号認定で施設を利用する場合、休園日は日曜・祝日・年末・年始を基本としていますが、お盆、人形劇フェスタの前後に希望保育となる場合があります。また、職員研修等で半日となる場合もあります。これらの場合は事前に園だより等でお知らせします。また、土曜日を希望保育日としている施設もあります。土曜日が希望保育の場合、お弁当を持参していただくことがあります。なお、感染症の流行時や気象警報の発令時など災害の発生する恐れがあるときには、臨時的に休園することがあります。1号認定では夏期、冬期等の休みがあります。各認定こども園で異なりますので各園にご確認ください。

その他

児童の健康・安全等の面から、以下の点についてご理解をお願いします。

- インフルエンザ、はしか、おたふくかぜ等の感染症にかかっている場合は、医師の許可があるまで通所できません。
- 心身に障がい等のあるお子さんの場合は、施設や設備などの制約もありますので、あらかじめご相談ください。
- 飯田市では、「飯田市保育所等における医療的ケア児受け入れガイドライン」に基づき、経管栄養や導尿等の医療的ケアを必要とする児童の受け入れを実施しています。ご利用を希望される場合は、保育家庭課保育係までご相談ください。
- 施設では、児童の内科健診・歯科健診、身体測定を定期的に行います。家庭・施設・嘱託医が協力して、児童の心と身体の健全な発達をめざします。
- 施設では、防災訓練・避難訓練、交通安全指導を定期的に行い、危険回避・安全について基本的な知識を教えます。また、施設内の安全確保のため、飯田市内の認可施設は、すべて警察官立寄所に登録されています。
- 保育・教育の内容などにご不満のあるときは、施設ごとに苦情相談責任者を定めていますので、よりよい環境をつくっていくために、まず施設に遠慮なくお申し出ください。施設での解決が困難な場合は、保育家庭課保育係へご相談ください。

その他の保育サービス

土曜保育

ご家庭の事情やお仕事の都合上、土曜日においても保育が必要なお子さんに対して保育を行います。
私立保育園・認定こども園等の場合、異なる場合があります。くわしくは、直接ご希望の保育施設へお問い合わせください。

- (1)実施施設…………… 通所中の各保育所等
- (2)利用時間…………… 各園によって異なるため、各園にお問い合わせください。
- (3)利 用 料…………… 追加料金はかかりません。
- (4)利用方法…………… 事前に園に申し込みが必要です。
- (5)利用上の注意事項… 給食がないため、お弁当持参。

休日保育

仕事、冠婚葬祭、入通院・看病・受講、子育て疲れの回復などの理由により家庭で保育できない場合、日曜日や祝日でもお子さんをお預かりします。他の園に通っているお子さんも利用できます。

実施施設	電話／FAX	利用時間	利用料	利用方法
認定こども園 飯田中央保育園 飯田市中央通り2-9	電話 22-4134 FAX 22-4158	日・祝日 8：30～16：30	600円(時額)	事前に電話予約が必要です（予約受付／平日9：00～17：00）。 直接、飯田中央保育園へ、2日前までにお申し込みください。
認定こども園 飯田子供の園保育園 飯田市馬場町3丁目501	電話 22-1389 FAX 53-5913	日・祝日 8：00～16：00	600円(時額)	事前に電話予約が必要です。 直接、飯田子供の園保育園へ、2日前までにお申し込みください。

子育てを助け合う制度

●飯田市ファミリーサポートセンター

育児のサポートが欲しいとき(お子さんが軽度の病気の場合の預かり、保護者の買物や美容院等外出の場合の預かり等)に、お気軽にお申し込みください。子育て支援に必要な講習を受けた協力会員が育児をお手伝いします。

所在地……東栄町3108-1　さんとびあ飯田2階
電　話……53-3181
FAX……53-3183
時　間……8：30～17：30
（土・日・祝日・年末年始は除く）

- ※事前の登録が必要となります。
- ※ひとり親世帯（家庭）等の方を対象に飯田市利用料補助が受けられる場合があります。
- ※協力会員が車を使用した場合、別途交通費がかかります。

利用日	利用時間	利用料
月～土曜日	7：00～20：00	1時間　600円
	上記以外	1時間　700円
日曜・祝日・年末年始	終日	1時間　700円

一時預かり保育事業について

保育所、認定こども園に入園していない就学前のお子さんを、一時的・緊急的に認可保育所にてお預かりする事業です。

- (1)利用対象者……各保育所入所可能年齢
- (2)利用時間……各保育所開所時間内 ※保育所一覧表参照（P18）
- (3)利用料……1時間～6時間 600円（時額）
7時間～8時間 4,000円（日額）
9時間以上 日額+時額
昼食時間をはさむ場合は、別途昼食代300円が必要です。（3歳以上児は主食を持参）
※市外在住の児童は別途加算金として、上記で計算された金額に、1～3時間までの利用で900円、3時間を超えて利用した場合は1,800円が上乗せされます。
※私立施設は利用料が異なる場合があります。
- (4)利用方法……利用を希望する施設へ直接お申し込みください。
なお、受け入れ枠を超えている場合や、行事・職員体制等によりお預かりできない場合があります。
※保育所以外に、「親子であそぼ♪森っこ」でも一時預かりを利用できます。

病児保育

お子さんが病気・けが、または病気回復期にあり、集団保育等はできないが入院を必要としない程度の時、仕事などで自宅での保育が困難な場合において、病院に付設した保育施設で保護者の皆様に代わってお子さんを預かり保育を実施します。

- (1)実施施設……飯田市病児保育施設 おひさまはるる 社会医療法人 健和会 健和会病院内
（飯田市鼎中平1936番地 電話 23-4001）
- (2)利用時間……月曜日～金曜日（祝日・年末年始・盆中は休み） 8：00～18：00
- (3)定員……6人／1日
- (4)利用料金……1日あたりの保育料金

区 分	利用料	
	5時間未満	5時間以上
生活保護世帯等	0円	0円
保護者が市民税非課税のひとり親世帯	0円	0円
保護者が市民税非課税の世帯	500円	1,000円
上記以外の世帯	1,000円	2,000円

※事前の登録が必要となります。

飯田市病児保育予約アプリ「ぴったんこはるる」から、24時間事前登録ができます。

ただし、市町村役場が承認できるのは平日8：30～17：15のみとなります。世帯の課税状況や登録内容確認のため、承認には1週間程度かかる場合があります。土日祝に登録をされる方は承認が翌営業日以降となりますのでご注意ください。



認可外保育施設

認可外保育施設等の利用について

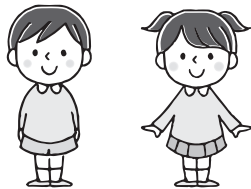
保育の必要性の認定を受けることで、利用料が一部無償になる場合があります。事前の手続きが必要となりますので、認可外保育施設利用前に保育家庭課までお問い合わせください。
なお、保育所、認定こども園、認可事業所内保育所に入所している子どもは対象外です。

年 齢	対 象 世 帯	上限額
3歳以上児	保育を必要とする理由があり、保育所・認定こども園に通えない理由がある世帯	40,300円/月
3歳未満児	保育を必要とする理由があり、保育所・認定こども園に通えない理由がある住民税非課税世帯	45,700円/月

※認可外保育施設等とは…届出済認可外保育施設、一時預かり保育、病児保育、ファミリーサポートセンターなど。

●申請方法

- 申請書類 ○施設等利用給付認定・変更申請書
○保護者の「保育を必要とする理由」の証明書（就労証明・診断書等）
○認可保育所・認定こども園を利用しない理由書または保育所等入所保留通知の写し
○マイナンバー記載様式及び番号確認書類・本人確認書類の写し
- 提出場所 利用している認可外保育施設または飯田市役所保育家庭課
- 提出期限 利用を希望する月の前月20日まで



認可外保育事業

認可保育所以外で保育を行う事業者は、事業の届出を行い定期的に県の指導監査を受ける必要があります。次の施設はすでに事業の届出済みで、一般の方も利用できる託児事業者です。直接、事業者とご契約ください。

託児事業者（飯田市内に所在するもの・事業所保育施設を除く）

事業者名	電 話	受入年齢	開所時間(原則)	開所日
ちびっこアパートつくし 上郷黒田1036-4	53-4728	3ヶ月頃～12歳 (小学生)	8:30～ 17:00	平日・土・ 日・祝日
自然保育のつばら 上郷飯沼3545	070-4496-2018	3歳～5歳 (2歳児のみ認可)	8:30～ 14:30	平日
Kids Time(キッズタイム) 中央通り3丁目8 信州飯田焼肉研究所2F	070-3264-8269	1歳～12歳 (小学生)	17:00～ 25:00	平日・土・ 祝日
B&K-Sitter くーねる・A・そぼ (訪問型)	090-5754-5988	0歳～12歳 (小学生)	0:00～ 23:59	平日・土・ 日・祝日
ベビーシッター のんちゃん (訪問型)	090-2010-7464	生後2週～3歳	7:00～ 20:00	平日・土・ 日・祝日
キッズライン 小沼幸枝 (訪問型)	申込みはこちらから (キッズライン) 	4ヶ月～ 15歳11ヶ月	8:00～ 20:00	キッズライン にてご確認 ください。

*開所時間外の保育については各事業者にお問い合わせください。

地域子育て支援事業

●こども課 発達支援係・こども相談係

子育てのさまざまなご相談にお応えします。必要に応じて専門職が対応したり、関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。相談は無料です。秘密は厳守されます。

所在地……本町1-15 りんご庁舎2階
電 話……22-4511（内線5343）
時 間……月～金曜日 8:30～17:15
※窓口にお越しの場合は事前にご予約ください。

●ゆいきっず広場（こども課）

就学前のお子さんとその保護者が遊べる場所です。おむつ台と授乳室を備えています。

イベントや講座も随時実施しています。

所在地……本町1-15 りんご庁舎2階
電 話……22-4511（内線5349）
時 間……火曜日を除くすべての曜日（土日祝を含む） 9:00～16:00
利用料……無 料
駐車場……最初の2時間は無料、その後30分ごとに100円かかります。

●親子の子育て交流ひろば「つどいの広場」

おもに0～3歳のお子さんとその家族が無料で利用できる親子の居場所です。子育てアドバイザーが常駐し、育児相談に応じたり、専門講師による子育て講習会や楽しいイベントなどを毎月行っています。

事業者名	所在地	電 話	開 所 時 間
子 育 て サ ロ ン おしゃべりサラダ	追手町2丁目630-8	49-5266	月～金曜日 10:00～15:00 ※月1回土曜日、生後6か月までの お子さんと妊婦さん向け開館
座光寺つどいの広場	座光寺1008 旧大堤保育園	23-9666	月～金曜日 9:30～15:30 年数回土曜日 開館
わ い わ い ひ ろ ば	松尾代田610 飯田短期大学内	22-0070 (内線193)	月～金曜日 9:30～14:30 土、日、祝日は不定期開館
くまさんのおうち	千代932-5 千代公民館内	080- 6011-0930	月・水・金曜日 10:00～15:00 火曜日は不定期で開館
ア イ キ ッ ズ スクエアいくら	北方130 育良保育園併設	52-4158	火～木曜日 9:30～15:00 金曜日は月2回、土曜日は月1回 開館
ひだまりサロン	鼎名古熊2092-4	52-2239	月～金曜日 10:00～15:00 土曜日は不定期で開館
親子であそぼ♪森っこ	丸山町4丁目5500-1 かざこし子どもの森公園内 なかまの館1F	59-8080(県)	火～土曜日 10:00～15:00 日曜日・祝日は不定期で開館
ゆ る り 飯 沼	上郷飯沼2241-1 飯田市上郷地域休養施設内	080- 6996-0836	火～土曜日 10:00～15:00
KanKanリ ト ル ジャイアント	伊豆木5444-1	49-8132 (感環自然村)	月～金曜日 10:00～15:00
KanKanリ ト ル スキッパ	川路4992-5 天龍峡温泉交流館「ご湯っくり」館内	49-8132 (感環自然村)	毎週木曜日 10:00～15:00

※このほかP18の各保育所では、子育て相談や子育て応援育児講座、地域の児童やお年寄りとの地域交流活動などを行っています。入所していないお子さんもお気軽に保育所へお出かけください。

※ゆいきっず広場、つどいの広場の詳細は、飯田市子育て応援サイト (<https://www.city.iida.lg.jp/site/kosodate/>) をご確認ください。

●子育て短期支援事業

保護者が病気やケガ・出産・看護などの理由で一時的に育児が困難になった場合や、育児疲れや育児不安がある場合に、児童養護施設等でお子さん（市内に居住する18歳未満の児童）をお預かりいたします。

なお、施設の事情や、お子さんの状態等によりお預かりできない場合もあります。

※事前の申請が必要となりますので、りんご庁舎2階 **こども課こども相談係（22-4511 内線5305）** までお問い合わせください。

※保護者負担金は、前年分所得（または前年度の保護者の市民税課税状況等）によります。

○短期入所生活援助事業（ショートステイ）

利用時間…………泊まりを含め24時間

（7日以内）

※日帰りの利用はできません。

保護者負担金……1日（24時間）あたり 無料～5,350円

○夜間養護等事業（トワイライトステイ）

利用時間…………17：00～22：00

保護者負担金……1回あたり 無料～750円

○利用施設等

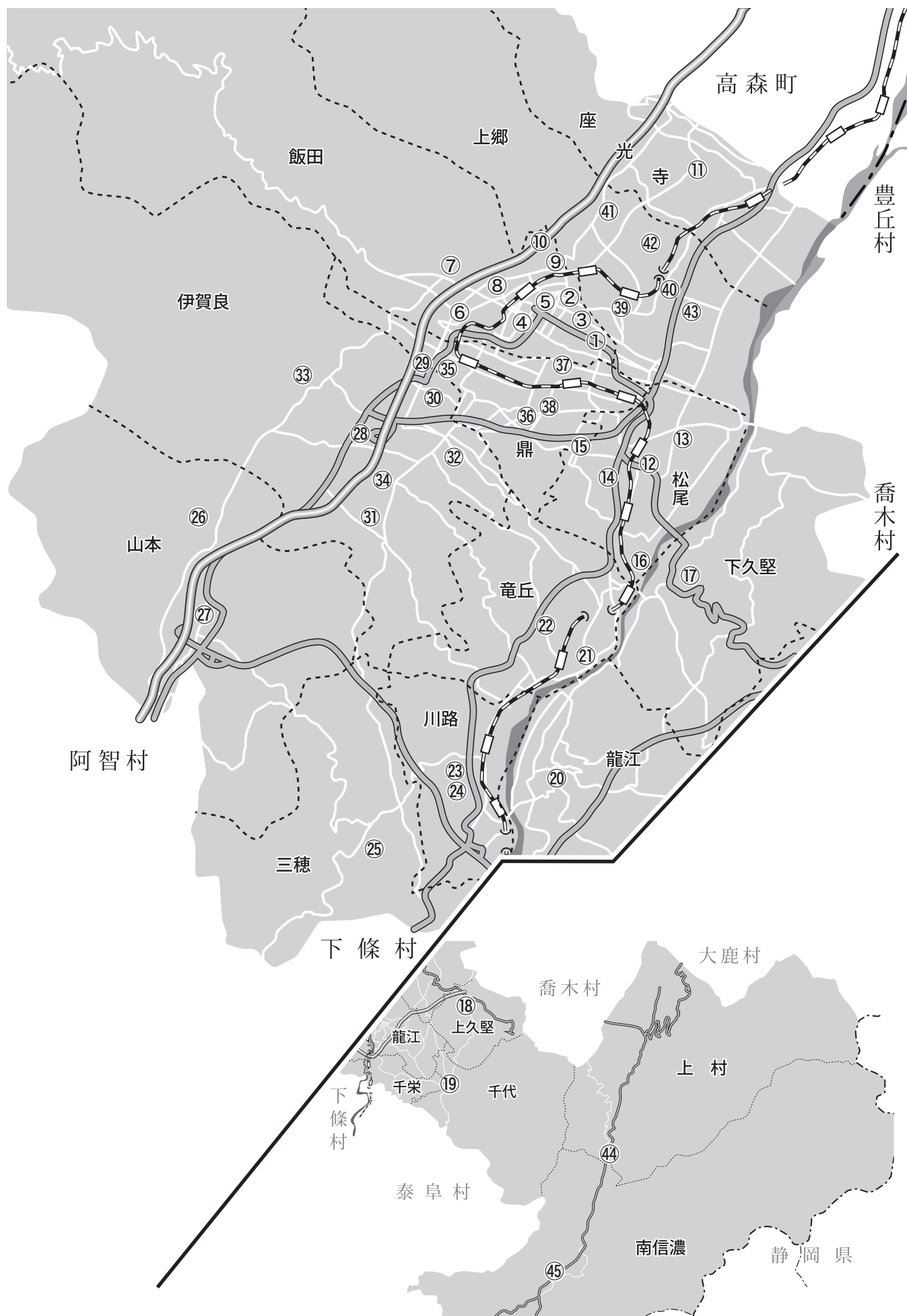
児童養護施設等（おさひめチャイルドキャンプ・風越寮・風越乳児院・慈恵園・たかずやの里）または里親宅



飯田市内の保育所等一覧

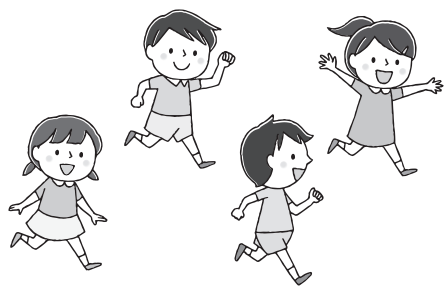
地 区	番号	公 私	施設名	住 所	電 話	定員	受入年齢	開所時間	教育・保育
橋 北	1	私認	飯田子供の園保育園	馬場町3-501	22-1389	50	0～5歳	7:00～19:00	教・標・短
	2	私認	慈 光 幼 稚 園	伝馬町2-31	24-0415	155	0～5歳	7:30～18:30	教・標・短
	3	私認	飯田ルーテル幼稚園	仲ノ町1-8	48-0506	80	満1歳～5歳	7:30～18:30	教・標・短
橋 南	4	私認	飯 田 仏 教 保 育 園	箕瀬町1-2453	24-0402	170	0～5歳	7:00～19:00	教・標・短
	5	私認	飯 田 中 央 保 育 園	中央通り2-9	22-4134	112	0～5歳	7:00～19:30	教・標・短
羽 場	6	私認	羽場こども未来園	白山通り3-351-2	23-1388	76	0～5歳	7:00～19:00	教・標・短
丸 山	7	私認	風越こども未来園	丸山町2-6728	22-2389	117	0～5歳	7:00～19:00	教・標・短
	8	公認	丸 山 保 育 園	今宮町2-113-2	22-2077	23	3～5歳	7:30～18:00	教・標・短
東 野	9	私認	慈 光 保 育 園	宮の前4410-1	23-1390	30	0～5歳	7:30～19:00	教・標・短
	10	私認	入舟幼稚園・入舟保育園	宮ノ上4730	24-5350	95	満1歳～5歳	7:30～18:30	教・標・短
座光寺	11	公認	座 光 寺 保 育 園	座光寺1716	22-1147	110	0～5歳	7:30～18:30	教・標・短
松 尾	12	私認	慈光松尾こども園	松尾城3796-3	22-2244	230	0～5歳	7:30～19:00	教・標・短
	13	私認	松尾あかり保育園	松尾寺所5645-1	52-2289	105	0～5歳	7:30～19:00	教・標・短
	14	私認	聖 ク ラ ラ 幼 稚 園	松尾代田1420-1	22-2916	135	1～5歳	7:30～18:30	教・標・短
	15	事業所内	保 育 室 コ ッ コ ロ	八幡町592	24-6262	10	満1歳～2歳	7:30～17:00	短
	16	事業所内	輝山会記念病院事業所内保育所 八重のさくら保育園	毛賀1707	26-8111	30	満1歳～2歳	7:30～18:30	標・短
下久堅	17	公認	下 久 堅 保 育 園	下久堅知久平940-2	29-8055	90	1～5歳	7:30～18:30	教・標・短
上久堅	18	公認	上 久 堅 保 育 園	上久堅7606	29-7053	23	3～5歳	7:30～18:30	教・標・短
千 代	19	私認	千 代 保 育 園	千代932-5	59-2144	45	満1歳～5歳	7:30～19:00	教・標・短
龍 江	20	公認	龍 江 保 育 園	龍江4680	27-3681	80	1～5歳	7:30～18:30	教・標・短
竜 丘	21	私保	時 又 保 育 園	時又329	26-9208	90	0～5歳	7:00～19:00	標・短
	22	公認	竜 丘 保 育 園	桐林378	26-8417	60	3～5歳	8:00～16:00	教・短
川 路	23	公認	川 路 保 育 園	川路3467-2	27-3202	45	3～5歳	7:30～18:30	教・標・短
	24	事業所内	川路おむすび保育園	川路3467-2	49-3067	10	1～2歳	7:30～18:30	標・短
三 穂	25	公認	三 穂 保 育 園	伊豆木5451-14	27-3774	45	1～5歳	7:30～18:30	教・標・短
山 本	26	私保	さ く ら 保 育 園	山本600-1	28-1050	60	0～5歳	7:30～19:00	標・短
	27	公認	山 本 保 育 園	山本3340-2	25-2440	70	1～5歳	8:00～16:00	教・短
伊賀良	28	私認	伊 賀 良 保 育 園	大瀬木1103	25-7123	150	0～5歳	7:30～19:00	教・標・短
	29	私認	育 良 保 育 園	北方130	23-5873	102	0～5歳	7:00～19:00	教・標・短
	30	私保	あすなろ保育園	育良町3-15-2	23-4656	30	0～3歳	7:00～22:00	標・短
	31	公認	中 村 保 育 園	中村1840-1	25-7217	90	1～5歳	7:30～18:30	教・標・短
	32	公認	殿 岡 保 育 園	下殿岡1020	25-3707	90	1～5歳	7:30～18:30	教・標・短
	33	私認	野あそび保育みっけ	北方3489-132	48-8007	25	1～5歳	8:00～19:00	教・標・短
	34	小規模保育	IRIECOCO保育園	大瀬木4338-2	32-1201	10	満1歳～2歳	7:30～19:00	標・短
鼎	35	私認	明 星 保 育 園	鼎切石3928	24-8020	120	0～5歳	7:30～19:00	教・標・短
	36	公認	鼎 み つ ば 保 育 園	鼎名古熊2339	53-3277	150	0～5歳	7:30～18:30	教・標・短
	37	私認	鼎 あ か り 保 育 園	鼎中平2010-1	23-2341	150	0～5歳	7:30～19:00	教・標・短
	38	私認	ビバ・チャイルド	鼎上山1815	48-6335	45	0～5歳	7:30～19:00	教・標・短
上 郷	39	私認	高 松 保 育 園	上郷黒田236	22-4095	60	0～5歳	7:30～19:00	教・標・短
	40	私認	上郷なかよし保育園	上郷飯沼2000-1	22-2440	210	0～5歳	7:00～19:00	教・標・短
	41	公認	上 郷 西 保 育 園	上郷黒田1488	22-2441	100	1～5歳	7:30～18:30	教・標・短
	42	私認	勅 使 河 原 学 園	上郷黒田1881-1	22-7720	95	0～5歳	7:30～19:00	教・標・短
	43	家庭的保育	自然保育のっばら	上郷飯沼3545	070-4496-2018	5	2歳	7:30～17:30	短
上 村	44	公認	上 村 保 育 園	上村856-18	0260-36-2143	23	0～5歳	7:30～18:00	教・標・短
南信濃	45	公認	和 田 保 育 園	南信濃和田2596	0260-34-2306	23	0～5歳	7:30～18:00	教・標・短

教：教育標準時間
 標：保育標準時間（最大11時間）
 短：保育短時間（最大8時間）



令和 9 年度 年齢別クラス早見表

クラス（実施年齢）	生 年 月 日
0 歳児	令和 8 年（2026年）4月2日 ～
1 歳児	令和 7 年（2025年）4月2日 ～ 令和 8 年（2026年）4月1日
2 歳児	令和 6 年（2024年）4月2日 ～ 令和 7 年（2025年）4月1日
3 歳児	令和 5 年（2023年）4月2日 ～ 令和 6 年（2024年）4月1日
4 歳児	令和 4 年（2022年）4月2日 ～ 令和 5 年（2023年）4月1日
5 歳児	令和 3 年（2021年）4月2日 ～ 令和 4 年（2022年）4月1日



飯田市福祉事務所 保育家庭課 保育係

〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地
 TEL ▶0265-22-4511（内線5734、5735、5741、5742）
 FAX ▶0265-22-8133
 Email ▶jidou@city.iida.nagano.jp

●飯田市子育て応援サイト
<https://www.city.iida.lg.jp/site/kosodate/>



●飯田市ホームページ
<https://www.city.iida.lg.jp/>

